

令和 7 年 12 月

第 3 回尼崎市議会定例会議案

目 次

＜報告＞

報告第 4号 専決処分について（訴えの提起（国家賠償請求上告事件及び国家賠償請求上告受理申立事件））

＜予算＞

議案第 85号 令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

議案第 86号 令和7年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）

議案第 87号 令和7年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）

＜条例＞

議案第 88号 尼崎市まちづくり推進基金条例について

議案第 89号 尼崎市公共調達基本条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について

議案第 92号 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 尼崎市児童相談所条例について

議案第 94号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

＜その他＞

議案第 95号 指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館）

議案第 96号 工事請負契約について（青少年いこいの家管理棟等建替工事）

議案第 97号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）

議案第 98号 指定管理者の指定について（市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地）

議案第 99号 指定管理者の指定について（市営住宅等）

報 告

報告第4号

専決処分について

国家賠償請求上告事件及び国家賠償請求上告受理申立事件の訴えの提起について、令和7年11月13日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和7年12月2日提出

尼崎市長 松 本 真

1 事件名 国家賠償請求上告事件

国家賠償請求上告受理申立事件

2 裁判所 最高裁判所

3 当事者 上告人兼申立人

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 真

被上告人兼相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 事件の概要

被上告人兼相手方が、その所有する土地が大工場が集中して立地する地区内に存するため、当該地区について正しくは「大工場地区」の用途地区に該当すると判定されるべきであったにもかかわらず、尼崎市長が当該地区について誤ってより評価額が高くなる「中小工場地区」の用途地区に該当すると判定したうえで当該地区を評価してその固定資産税等の賦課決定を行ったことにより、過大な金額の固定資産税等の支払を強いられたとして、上告人兼申立人本市に対して損害賠償金の支払を求めた事案に関し、神戸地方裁判所尼崎支部国家賠償請求事件で言い渡された判決のうち上告人兼申立人に対して損害賠償

金の支払を命じた敗訴部分の取消しを求めて上告人兼申立人が大阪高等裁判所に控訴していた同庁国家賠償請求控訴事件について令和7年10月31日判決言渡しがあったが、上告人兼申立人は、その控訴が棄却されたことは不服であるので上告し、及び上告受理の申立てをしたもの

(説明)

国家賠償請求事件に係る上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、本案を提出する。

(参考)

I 第1審判決の要旨

- 1 被告尼崎市は、原告 [REDACTED] に対し、1億9333万3896円及び納付済額の各納付日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

II 控訴審判決の要旨

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人尼崎市の負担とする。

予 算

令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度尼崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,917,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表市債補正」による。

令和7年12月2日提出

尼崎市長 松 本 真

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国 庫 支 出 金		64,605,100	124,189	64,729,289
	10 国 庫 補 助 金	11,525,600	124,189	11,649,789
45 県 支 出 金		18,010,559	6,250	18,016,809
	10 県 補 助 金	3,894,148	6,250	3,900,398
60 繰 入 金		5,708,683	50,486	5,759,169
	10 基 金 繰 入 金	5,568,450	50,486	5,618,936
65 繰 越 金		2,103,541	282,171	2,385,712
	05 繰 越 金	2,103,541	282,171	2,385,712
70 諸 収 入		15,009,525	2,451	15,011,976
	30 雜 入	10,765,967	2,451	10,768,418
75 市 債		12,952,400	60,900	13,013,300
	05 市 債	12,952,400	60,900	13,013,300
歳 入 合 計		248,390,866	526,447	248,917,313

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		26,116,806	353,418	26,470,224
	05 総務管理費	21,505,313	353,418	21,858,731
20 衛生費		15,621,355	35,000	15,656,355
	05 保健衛生費	7,709,616	35,000	7,744,616
30 農林水産業費		351,747	△ 41,934	309,813
	05 農業費	351,747	△ 41,934	309,813
40 土木費		21,113,547	98,179	21,211,726
	30 都市計画費	5,895,096	98,179	5,993,275
50 教育費		22,837,624	81,784	22,919,408
	05 教育総務費	8,419,935	13,849	8,433,784
	40 保健体育費	4,886,492	67,935	4,954,427
歳出合計		248,390,866	526,447	248,917,313

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	防災対策等事業	20,418
40 土木費	30 都市計画費	公園整備事業	124,371
40 土木費	30 都市計画費	小田南公園関係事業	82,208
45 消防費	05 消防費	消防庁舎等整備事業	3,831
50 教育費	35 社会教育費	田能資料館施設整備事業	15,033

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
職員情報システム事業	令和8年度	95,000
庶務事務システム事業	令和8年度	30,000
市制110周年記念プロジェクト事業	令和8年度	28,000
税務総合システム関係事業	令和8年度	61,000
高齢者バス運賃助成事業	令和12年度	62,000
農業公園魅力向上事業	令和8年度	56,003
図書館施設整備事業	令和8年度	21,000

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
有料公園施設整備事業	令和8年度	354,142	令和8年度	490,136

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
防災対策事業費	限度額 27,200	限度額 36,300
庁舎等整備事業費	限度額 381,100	限度額 432,100
公園整備事業費	限度額 378,500	限度額 379,300

一 般 会 計

予 算 說 明 書

(補正3号)

議85-8

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	64,605,100	124,189	64,729,289			
10 項 国庫補助金	11,525,600	124,189	11,649,789			
10 目 総務費補助金	4,630,703	10,209	4,640,912	社会資本整備総合交付金	10,209	○ (危機管理安全局) 補助率 1／2 10,209 避難場所の入口や位置等を示す案内・誘導 板の設置に伴う補正
20 目 衛生費補助金	680,879	12,500	693,379	地域子ども子育て支援事業費交付金	12,500	○ (保健局) 補助率 1／2 12,500 医療機関及び助産所等で実施している産後 ケアの申請件数の増が見込まれることに伴 う補正
40 目 土木費補助金	3,470,552	97,347	3,567,899	社会資本整備総合交付金	97,347	○ (都市整備局) 公園 1／2 97,347 大物川緑地の再整備に伴う補正

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 目 教育費補助金	645,816	4,133	649,949	公立学校情 報機器活用 支援体制整 備費補助金	4,133	○ (教育委員会事務局) 補助率 1／3 文部科学省が示す「次世代の校務D X」実 現を踏まえた、本市の教育ネットワークシ ステムの更新に向けた基本計画策定に伴う 補正

議85-10

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	18,010,559	6,250	18,016,809			
10 項 県補助金	3,894,148	6,250	3,900,398			
20 目 衛生費補助金	87,458	6,250	93,708	地域子ども 子育て支援 事業費交付 金	6,250	○ (保健局) 補助率 1／4 6,250 医療機関及び助産所等で実施している産後 ケアの申請件数の増が見込まれることに伴 う補正

歳 入

60 繰 入 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	5,708,683	50,486	5,759,169			
10 項 基金繰入金	5,568,450	50,486	5,618,936			
05 目 財政調整基金繰入金	1,000,000	57,755	1,057,755	財政調整基 金繰入金	57,755	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 57,755
12 目 公共施設整備保全基金繰入金	1,696,599	△14,998	1,681,601	公共施設整 備保全基金 繰入金	△14,998	○ (資産統括局) 農業公園の再整備及び記念公園陸上競技場 △14,998 の改修に係る予算を減額することに伴う補 正
55 目 学校給食費調整基金繰入金	-	7,729	7,729	学校給食費 調整基金繰 入金	7,729	○ (教育委員会事務局) これまで通りの栄養バランスのとれた給食 7,729 を実施するため、小中学校等の物価高騰相 当分を負担することに伴う補正

議85-12

歳 入

65 繰 越 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	2,103,541	282,171	2,385,712			
05 項 繰 越 金	2,103,541	282,171	2,385,712			
05 目 繰 越 金	2,103,541	282,171	2,385,712	繰 越 金	282,171	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 282,171

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	15,009,525	2,451	15,011,976			
30 項 雜 入	10,765,967	2,451	10,768,418			
20 目 雜 入	10,765,965	2,451	10,768,416	学校給食費 収入	2,451	○ (教育委員会事務局) これまで通りの栄養バランスのとれた給食 を実施するため、小中学校等の物価高騰相 当分を負担することに伴う補正 2,451

議85-14

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	12,952,400	60,900	13,013,300			
05 項 市 債	12,952,400	60,900	13,013,300			
10 目 総 務 債	475,100	60,100	535,200	防災対策事 業債	9,100	○ (危機管理安全局) 避難場所の入口や位置等を示す案内・誘導 板の設置に伴う補正
				庁舎等整備 事業債	51,000	○ (資産統括局) 本庁舎北館受変電設備改修工事のスライド 51,000 条項に基づく対応に伴う補正
40 目 土 木 債	5,078,500	800	5,079,300	公園整備事 業債	800	○ (都市整備局) 設計業務委託の入札不調による記念公園陸 上競技場改修に係る予算の減額及び大物川 緑地未整備区間の再整備に伴う補正

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	26,116,806	353,418	26,470,224	特定財源 70,309 一般財源 283,109			
05 項 総務管理費	21,505,313	353,418	21,858,731	特定財源 70,309 一般財源 283,109			
05 目 一般管理費	7,677,009	51,000	7,728,009	市 債 51,000	14 工事請負費	51,000	○ 本庁舎等整備事業費（資産統括局） 51,000 本庁舎北館受変電設備改修工事のスライド条 項に基づく対応に伴う補正
60 目 企画費	230,340	282,000	512,340	一般財源 282,000	24 積 立 金	282,000	○ まちづくり推進基金積立金（総合政策局） 282,000 まちづくり推進基金への令和6年度決算剩余 金の一部等の積立に伴う補正
85 目 防災対策費	107,056	20,418	127,474	国庫支出金 10,209 市 債 9,100 一般財源 1,109	12 委 託 料	16,412	○ 防災対策等事業費（危機管理安全局） 20,418 避難場所の入口や位置等を示す案内・誘導板 の設置に伴う補正
					14 工事請負費	4,006	

議85-16

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	15,621,355	35,000	15,656,355	特定財源 18,750 一般財源 16,250			
05 項 保健衛生費	7,709,616	35,000	7,744,616	特定財源 18,750 一般財源 16,250			
30 目 母子保健対策費	888,011	25,000	913,011	国庫支出金 12,500 県支出金 6,250 一般財源 6,250	12 委 託 料	25,000	○ 産後ケア事業費（保健局） 医療機関及び助産所等で実施している産後ケアの申請件数の増が見込まれることに伴う補正
50 目 墓地、斎場費	307,637	10,000	317,637	一般財源 10,000	12 委 託 料	10,000	○ 斎場・墓園指定管理者管理運営事業費（保健局） 冬期の火葬需要に対応するため、一日の火葬対応件数を増やすための体制を整備することに伴う補正

歳 出

30 農林水産業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 款 農林水産業費	351,747	△41,934	309,813	特定財源 △4,098 一般財源 △37,836			
05 項 農業費	351,747	△41,934	309,813	特定財源 △4,098 一般財源 △37,836			
30 目 農業公園費	233,077	△41,934	191,143	その他 △4,098 一般財源 △37,836	14 工事請負費	△41,934	○ 農業公園魅力向上事業費（経済環境局） △41,934 入札不調により農業公園の再整備に係る予算 を減額することに伴う補正

議85-18

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	21,113,547	98,179	21,211,726	特定財源 87,247 一般財源 10,932			
30 項 都市計画費	5,895,096	98,179	5,993,275	特定財源 87,247 一般財源 10,932			
25 目 公園費	3,242,762	98,179	3,340,941	国庫支出金 97,347 市 債 800 その他 △10,900 一般財源 10,932	12 委 託 料 14 工事請負費 18 負担金、補助及び交付金	15,539 432 82,208	○ 公園整備事業費 (都市整備局) 124,371 大物川緑地の再整備に伴う補正 ○ 小田南公園関係事業費 82,208 大物川緑地の再整備に伴う補正 ○ 有料公園施設整備事業費 △108,400 設計業務委託の入札不調により記念公園陸上 競技場の改修に係る予算を減額することに伴 う補正

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	22,837,624	81,784	22,919,408	特定財源 72,068 一般財源 9,716			
05 項 教育総務費	8,419,935	13,849	8,433,784	特定財源 4,133 一般財源 9,716			
20 目 教育総合セ ンター費	2,575,054	13,849	2,588,903	国庫支出金 4,133 一般財源 9,716	12 委 託 料	13,849	○ 教育 I C T 環境整備事業費 (教育委員会事務 局) 文部科学省が示す「次世代の校務D X」実現 を踏まえた、本市の教育ネットワークシス テムの更新に向けた基本計画策定に伴う補正

議85-20

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	4,886,492	67,935	4,954,427	特定財源 10,180 一般財源 57,755			
09 目 学校給食物 資調達費	1,630,246	67,935	1,698,181	その他 10,180 一般財源 57,755	10 需 用 費	67,935	○ 納食物資調達関係事業費 (教育委員会事務局 67,935) これまで通りの栄養バランスのとれた給食を 実施するため、小中学校等の物価高騰相当分 を負担することに伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰 越 理 由
10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費	防災対策等事業	20,418	国の予算を活用した事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	30 都市計画費	25 公園費	公園整備事業	124,371	国の予算を活用した事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	30 都市計画費	25 公園費	小田南公園関係事業	82,208	国の予算を活用した事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
45 消防費	05 消防費	15 消防施設費	消防庁舎等整備事業	3,831	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費	田能資料館施設整備事業	15,033	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 額		令 和 7 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘要
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
職 員 情 報 シ ス テ ム 事 業	95,000			令 和 8 年 度 ま で	95,000				95,000
庶 務 事 務 シ ス テ ム 事 業	30,000			令 和 8 年 度 ま で	30,000				30,000
市 制 1 1 0 周 年 記 念 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業	28,000			令 和 8 年 度 ま で	28,000				28,000
税 務 総 合 シ ス テ ム 関 係 事 業	61,000			令 和 8 年 度 ま で	61,000				61,000
高 齢 者 バ ス 運 貨 助 成 事 業	62,000			令 和 12 年 度 ま で	62,000				62,000
農 業 公 園 魅 力 向 上 事 業	56,003			令 和 8 年 度 ま で	56,003			56,003	
図 書 館 施 設 整 備 事 業	21,000			令 和 8 年 度 ま で	21,000				21,000

変更

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 額		令和7年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			概 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	その 他	
有料公園施設整備事業	補正前の額 354,142			令和8年度まで 354,142		318,700		35,442	
	補 正 額 135,994			令和8年度まで 135,994		122,400		13,594	
	補正後の額 490,136			令和8年度まで 490,136		441,100		49,036	

4 市債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中 増減見込み		令和7年度末 現在高見込額
			令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	
普通債	96,732,768	90,911,994	13,668,700	14,947,328	89,633,366
土木	25,824,742	23,126,375	2,660,600	3,978,769	21,808,206
教育	27,434,095	25,396,665	4,288,900	4,848,641	24,836,924
市営住宅	14,112,901	13,961,026	3,267,400	1,794,420	15,434,006
総務	8,815,079	8,384,178	587,500	1,372,044	7,599,634
市民	5,133,663	5,320,312	1,067,000	822,015	5,565,297
衛生	11,765,541	11,128,907	160,900	1,509,454	9,780,353
商工	15,987	12,700	—	3,287	9,413
消防	1,953,570	2,306,687	1,636,400	288,930	3,654,157
企業会計等出資金	1,677,190	1,275,144	—	329,768	945,376
災害復旧債	252,038	208,850	—	41,950	166,900
土木	159,288	131,425	—	26,625	104,800
その他公共施設等	92,750	77,425	—	15,325	62,100
その他	80,269,591	72,218,106	1,031,000	8,639,935	64,609,171
減税補てん債	218,952	84,661	—	64,687	19,974
臨時財政対策債	78,194,713	70,875,488	—	7,317,291	63,558,197
減収補てん債	1,855,926	1,257,957	1,031,000	1,257,957	1,031,000
合計	177,254,397	163,338,950	14,699,700	23,629,213	154,409,437

議案第 86 号

令和 7 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第 1 号)

令和 7 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

第1表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム関係事業	令和8年度	102,000

特 別 会 計

國 民 健 康 保 險 事 業 費 予 算 說 明 書

(補正1号)

議86-4

3 債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 額		令 和 7 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘要
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 績 支 出 金	市 債	そ の 他	
国民健康保険システム関係事業	102,000			令和8年度まで	102,000				102,000

令和 7 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算
(第 2 号)

令和 7 年度尼崎市の特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,871 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,037,224 千円とする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国 庫 支 出 金		－	6,871	6,871
	10 国 庫 補 助 金	－	6,871	6,871
歳 入 合 計		8,030,353	6,871	8,037,224

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		215,584	6,871	222,455
	05 総 務 管 理 費	165,130	6,871	172,001
歳 出 合 計		8,030,353	6,871	8,037,224

特 別 会 計

後期高齢者医療事業費予算説明書

(補正2号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

議87-4

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	-	6,871	6,871			
10 項 国庫補助金	-	6,871	6,871			
20 目 子ども・子育て支援事業費補助金	-	6,871	6,871	子ども・子育て支援事業費補助金	6,871	○ (保健局) 補助率 10／10 6,871 後期高齢者医療保険料に新たに子ども・子育て支援金分を賦課するためのシステム改修に伴う補正

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総務費	215,584	6,871	222,455	特定財源 6,871 一般財源 0			
05 項 総務管理費	165,130	6,871	172,001	特定財源 6,871 一般財源 0			
05 目 一般管理費	165,130	6,871	172,001	国庫支出金 6,871	12 委 託 料	6,871	○ 後期高齢者医療制度システム関係経費（保険 局） 後期高齢者医療保険料に新たに子ども・子育 て支援金分を賦課するためのシステム改修に 伴う補正

条 例

議案第 88 号

尼崎市まちづくり推進基金条例について
尼崎市まちづくり推進基金条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市まちづくり推進基金条例

(設置)

第 1 条 市政の課題に対応し、まちづくりを推進するための事業で市長が別に定めるもの（以下「対象事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市まちづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市まちづくり推進基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 89 号

尼崎市公共調達基本条例の一部を改正する条例について
尼崎市公共調達基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市公共調達基本条例の一部を改正する条例
尼崎市公共調達基本条例（平成 28 年尼崎市条例第 54 号）の一部を
次のように改正する。

第 23 条中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小
受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（説 明）

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正す
る法律（令和 7 年法律第 41 号）の制定に伴い、条例改正が必要であ
ることから、本案を提出する。

議案第90号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和40年尼崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）に、「第22条第7項の規定により同条第1項」を「第22条第1項」に、「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に、「同条第7項の規定により同条第1項」を「同項」に改める。

付 則

この条例は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日から施行する。ただし、付則第3項の改正規定（「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める部分に限る。）は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

（説 明）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を

提出する。

議案第91号

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（尼崎市手数料条例の一部改正）

2 尼崎市手数料条例（昭和40年尼崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「限る。」、「を「限る。」又は」に、「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）第5条第1項の規定により同項に規定する利用情報が記録されたものに限る。）及び同条例第2条に規定する多機能端末機」を「及び多機能端末機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を介して接続された電子計算機（入出力装置を含む。）で市以外の者の使用に係るもののうち、これを使用する者が自ら所定の操作を行うことにより次の各号に掲げる書類の作成を行う機能を有するものをいう。）」に、「同条各号」を「当該

各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類に限る。）又は住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書で、同項の規定によりその交付を請求することができるもの
- (2) 戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類に限る。）で住民基本台帳法第20条第1項の規定によりその交付を請求することができるもの
- (3) 戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書で同項の規定によりその交付を請求することができるもの（同法第10条第1項の規定による請求に係るものに限る。）
- (4) 尼崎市印鑑条例（昭和50年尼崎市条例第15号）第14条第1項に規定する印鑑登録証明書
- (5) 地方税に関する証明書で規則で定めるもの

（尼崎市印鑑条例の一部改正）

3 尼崎市印鑑条例（昭和50年尼崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）第5条第1項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）その他規則で定める物件及び同条例第2条」を「尼崎市手数料条例（昭和40年尼崎市条例第14号）付則第3項」に、「多機能端末機」を「物件」に改める。

第19条中「（昭和40年尼崎市条例第14号）」を削る。

(説明)

令和7年12月末日をもって全ての住民基本台帳カードが有効期限を迎えることに伴い、条例の廃止が必要であることから、本案を提出する。

議案第92号

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第6項中「尼崎市立クリーンセンター」の前に「尼崎市児童相談所における児童の一時保護に係る業務その他の法令の規定に基づき児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所が行う業務又は」を加える。

(尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る」を「幼保連携型認定こども園を除く」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(一時保護施設の設備及び運営の基準)

第2条の2 法第12条の4第2項の条例で定める基準は、次項から第10項までに規定するもののほか、一時保護施設の設備及び運営

に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（府令第5条及び第29条第3項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、府令の規定で市長が別に定めるもの中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

- 2 一時保護施設の設置者及び管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 3 一時保護施設は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。
- 4 一時保護施設の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
 - (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその一時保護施設の職員並びに当該一時保護施設に入所している児童（以下この条において「入所者」という。）及びその家族に周知すること。
 - (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。
- 5 一時保護施設の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下この項において「指定講習」とい

う。) を修了した者 (指定講習を受けた日から 2 年を経過しない者に限る。) をその一時保護施設に常時配置するよう努めなければならない。

- 6 一時保護施設の設置者は、市長が別に定める研修 (以下この項において「研修」という。) の実施計画をその一時保護施設の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、定期的に研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 一時保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその一時保護施設の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該一時保護施設の職員に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその一時保護施設の職員に対して研修を行うこと。
- 8 一時保護施設の設置者は、その入所者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 速やかに、その発生した事故の事実を市長等に報告すること。
 - (2) その発生した事故の状況及び当該事故の発生後に講じた措置について記録すること。
 - (3) その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
- 9 一時保護施設の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、その

入所者等が安心してその一時保護施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

10 一時保護施設の設置者は、その入所者で学校（市長が指定するものに限る。）に在籍しているものが適切な教育を受けられるよう、その希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じなければならない。

第3条第1項中「第7項」を「第5項」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、同条第6項中「指定通所支援事業所等」を「指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前条第2項の規定は指定障害児通所支援事業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者について、同条第3項の規定は指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所について、同条第7項の規定は指定障害児通所支援事業者等について、それぞれ準用する。

第3条第7項を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準）

第4条の2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項並びに第37条第1項及び第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「前項に規定する訓練」とあるのは「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第4条の2第2項において準

用する同条例第2条の2第4項第4号に規定する訓練」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「当該指定入所支援を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

2 第2条の2第2項の規定は指定障害児入所施設等の設置者及び管理者について、同条第3項の規定は指定障害児入所施設等について、同条第4項、第5項、第7項及び第9項並びに第3条第2項から第4項までの規定は指定障害児入所施設等の設置者について、それぞれ準用する。

第5条第1項中「第9項」を「第5項」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「利用者」を「放課後児童健全育成事業を利用している児童」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「放課後児童健全育成事業所」を「放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第2条の2第2項の規定は放課後児童健全育成事業者及びその放課後児童健全育成事業を行う場所の管理者について、同条第3項の規定は放課後児童健全育成事業所について、同条第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第3条第3項及び第4項の規定は放課後児童健全育成事業者について、それぞれ準用する。

第5条第9項を削る。

第6条第6項を次のように改める。

6 第2条の2第2項の規定は家庭的保育事業等を行う者及びその家庭的保育事業等を行う事業所の管理者について、同条第3項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について、同条第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第3条第4項の規定は家庭的保育事業等を行う者について、それぞれ準用する。

第7条第3項を次のように改める。

3 第2条の2第2項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者及びその一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者について、同条第3項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う事業所につい

て、同条第4項及び第7項から第9項まで並びに第3条第4項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者について、それぞれ準用する。

第8条第1項中「母子生活支援施設及び保育所（以下「保育所等」という。）」を「児童福祉施設（助産施設を除く。）」に、「及び第6条」を「、第6条並びに第6条の2第1項及び第2項」に、「中「」を「中「前項に規定する訓練」とあるのは「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第8条第3項において準用する同条例第2条の2第4項第4号に規定する訓練」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「」に、「は、「」を「は「」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第2条の2第2項の規定は児童福祉施設の設置者及び管理者について、同条第3項の規定は児童福祉施設について、同条第4項、第8項及び第9項の規定は児童福祉施設の設置者について、同条第5項及び第7項並びに第3条第4項の規定は児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者について、同条第3項及び第5条第2項の規定は児童福祉施設（助産施設及び保育所を除く。）の設置者について、それぞれ準用する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

児童相談所において正規の勤務時間の一部が深夜に及ぶ職員に対して夜間特殊業務手当を支給することに加え、児童相談所の設置により兵庫県から児童福祉施設等に係る権限が移譲されること及び一時保護施設を設置することに伴い本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例改正が必要であることから、本案

を提出する。

議案第 93 号

尼崎市児童相談所条例について

尼崎市児童相談所条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市児童相談所条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所として、尼崎市児童相談所（以下「児童相談所」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 児童相談所の位置は、尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 7 号とする。

(管轄区域)

第 3 条 児童相談所の管轄区域は、本市の全域とする。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

本市が児童相談所を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第94号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

尼崎市長 松 本 真

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和37年尼崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第30条中「火災」の前に「法第22条第3項の規定により」を加え、同条第1号中「山林、原野等において」を「原野、堤防等においては、」に改め、同条第3号中「おいて」を「おいては、」に改め、同条第4号中「可燃性」を「引火性又は爆発性」に改め、同条第5号中「吸いがら」を「吸い殻」に改め、同条第6号を削る。

第56条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「行為」の次に「（たき火をすることを含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

火災予防条例（例）の一部改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 95 号

指定管理者の指定について

尼崎市立北図書館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 施設の名称 | 尼崎市立北図書館 |
| 2 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 21 番 21 号 |
| 3 指定管理者 | 東京都文京区大塚 3 丁目 1 番 1 号 |

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一 文 子

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 4 指定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |
|--------|------------------------------------|

(説 明)

尼崎市立北図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 96 号

工事請負契約について

青少年いこいの家管理棟等建替工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

- 1 契約の目的 青少年いこいの家管理棟等建替工事請負のため
2 契約の内容 工事場所 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6 番 1
ほか
工事概要 新築工事
3 契約の方法 一般競争入札
4 契約の金額 325,600,000 円
5 契約の相手方 尼崎市七松町 2 丁目 27 番 23 号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム

代表取締役 岡 本 征 夫

(説 明)

青少年いこいの家管理棟等建替工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>管理棟等新築工事</p> <p>管理棟</p> <p>木造 平屋建て 1棟</p> <p>延べ面積 294.18 平方メートル</p> <p>炊さん棟及び倉庫棟</p> <p>木造 平屋建て 2棟</p> <p>延べ面積 117.29 平方メートル</p> <p>外構工事</p> <p>本館解体撤去工事</p> <p>鉄筋コンクリート造 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 1,385.62 平方メートル</p> <p>付属棟解体撤去工事</p>

議案第 97 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

1 事件名 建物明渡し等請求事件

保証債務履行請求事件

2 裁判所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当事者 原告

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 真

被 告

個人 A

同

個人 B

同

個人 C (個人 A の連帯保証人)

同

個人 D (個人 B の連帯保証人)

4 事件の概要 (1) 建物明渡し等請求事件

ア 原告本市は、本市が設置している住宅（以下「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人 A に対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告はこれに応じないので、滞納家賃の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の損害賠償金（以下「住宅使用損害金」という。）の

支払の判決を求めるもの

イ　原告本市は、本市住宅に併置している店舗（以下「本市店舗」という。）の賃借人たる被告個人Bに対して、再三にわたり滞納店舗賃料を支払うよう求めたが、同被告はこれに応じないので、滞納店舗賃料の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市店舗の明渡し及び当該明渡しに至るまでの店舗賃料の額の2倍に相当する額の損害賠償金（以下「店舗使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

(2) 保証債務履行請求事件

ア　原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人Aが負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告個人Cに対して、再三にわたり被告個人Aが支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員を支払うよう求めたが、被告個人Cはこれに応じないので、当該滞納家賃及び被告個人Aに係る賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡しに至るまでの住宅使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判決を求めるもの

イ　原告本市は、本市店舗の賃借人たる被告個人Bが負うべき店舗賃料債務等の連帯保証人である被告個人Dに対して、再三にわたり被告個人Bが支払うべき滞納店舗賃料の額に相当する額の金員を支払うよう求めたが、被告個人Dはこれに応じないので、当該滞納店舗賃料及び被告個人Bに係る賃貸借契約の解除に伴う本市店舗の明渡しに至るまでの店舗使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判決を求めるもの

5　訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更

その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

指定管理者の指定について

市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

1 市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地の名称及び位置

名称	位置
東難波住宅	尼崎市東難波町 1 丁目
大物住宅	尼崎市大物町 2 丁目
西川住宅	尼崎市西川 1 丁目
浜つばめ住宅	尼崎市浜 1 丁目
神崎住宅	尼崎市神崎町
常光寺北住宅	尼崎市常光寺 1 丁目
西長洲住宅	尼崎市西長洲町 2 丁目
高田住宅	尼崎市高田町
長洲住宅	尼崎市長洲東通 2 丁目
西川第 2 住宅	尼崎市西川 1 丁目
西川第 3 住宅	尼崎市西川 2 丁目
下坂部住宅	尼崎市下坂部 1 丁目
神崎北住宅	尼崎市神崎町
西長洲北住宅	尼崎市西長洲町 1 丁目
今福住宅	尼崎市今福 1 丁目
潮江住宅	尼崎市潮江 5 丁目
金楽寺住宅	尼崎市金楽寺町 1 丁目
若草住宅	尼崎市西川 1 丁目
蓬川住宅	尼崎市蓬川町
今北住宅(1)	尼崎市西立花町 4 丁目
今北住宅(2)	尼崎市西立花町 2 丁目

稻葉荘住宅	尼崎市稻葉荘 4 丁目
稻葉荘北住宅	尼崎市稻葉荘 4 丁目
今北弓田住宅	尼崎市稻葉元町 2 丁目
今北三十六住宅	尼崎市稻葉元町 3 丁目
大庄住宅	尼崎市大庄中通 5 丁目
道意住宅	尼崎市道意町 6 丁目
東七松住宅(木造)	尼崎市東七松町 1 丁目
水堂第 1 住宅	尼崎市水堂町 4 丁目
水堂第 2 住宅	尼崎市水堂町 2 丁目
水堂第 3 住宅	尼崎市水堂町 3 丁目
東七松住宅	尼崎市東七松町 1 丁目
尾浜名月住宅	尼崎市尾浜町 2 丁目
南七松住宅(1)	尼崎市南七松町 1 丁目
南七松住宅(2)	尼崎市南七松町 2 丁目
水堂浜浦住宅	尼崎市西立花町 3 丁目
名神北住宅	尼崎市名神町 1 丁目
名神南住宅	尼崎市名神町 2 丁目
尾浜第 1 住宅	尼崎市尾浜町 3 丁目
尾浜第 2 住宅	尼崎市尾浜町 3 丁目
尾浜第 3 住宅	尼崎市尾浜町 3 丁目
南武庫之荘住宅(1)	尼崎市南武庫之荘 12 丁目
南武庫之荘住宅(2)	尼崎市南武庫之荘 10 丁目
築地改良住宅	尼崎市南城内
築地南浜改良住宅(1)	尼崎市築地 5 丁目
築地南浜改良住宅(2)	尼崎市築地 4 丁目
築地南浜改良住宅(3)	尼崎市築地 3 丁目
築地本町改良住宅(1)	尼崎市築地 3 丁目
築地本町改良住宅(2)	尼崎市築地 4 丁目
昭和通 2 丁目改良住宅	尼崎市昭和通 2 丁目

浜つばめ改良住宅	尼崎市浜 1 丁目
常光寺改良住宅	尼崎市常光寺 3 丁目
常光寺第 2 改良住宅	尼崎市常光寺 1 丁目
西川平七改良住宅	尼崎市西川 1 丁目
小田北改良住宅	尼崎市西川 2 丁目
小田北第 2 改良住宅	尼崎市西川 2 丁目
今北改良住宅(1)	尼崎市西立花町 3 丁目
今北改良住宅(2)	尼崎市西立花町 5 丁目
南武庫之荘 1 2 丁目改良住宅	尼崎市南武庫之荘 1 2 丁目
南武庫之荘改良住宅(1)	尼崎市南武庫之荘 1 0 丁目
南武庫之荘改良住宅(2)	尼崎市南武庫之荘 1 1 丁目
西本町住宅	尼崎市西本町 5 丁目
潮江第 1 住宅	尼崎市潮江 1 丁目
潮江第 2 住宅	尼崎市潮江 1 丁目
潮江第 3 住宅	尼崎市潮江 1 丁目
道意西住宅	尼崎市道意町 6 丁目
元浜住宅	尼崎市元浜町 1 丁目
潮江北住宅	尼崎市潮江 1 丁目
久々知住宅	尼崎市久々知 3 丁目
尼崎市立尼崎稻葉荘団地	尼崎市稻葉荘 2 丁目

2 指定管理者 西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号

日本管財株式会社

代表取締役 福 田 慎太郎

3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(説 明)

市営住宅等及び尼崎市立尼崎稻葉荘団地の指定管理者を指定するた

め、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

指定管理者の指定について

市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 真

1 市営住宅等の名称及び位置

名称	位置
上ノ島第 1 住宅	尼崎市南塚口町 8 丁目
上ノ島第 2 住宅	尼崎市南塚口町 8 丁目
上ノ島第 3 住宅	尼崎市南塚口町 7 丁目
上ノ島第 4 住宅	尼崎市上ノ島町 1 丁目
上ノ島第 5 住宅	尼崎市南塚口町 8 丁目
塚口第 1 住宅	尼崎市塚口本町 6 丁目
上ノ島住宅	尼崎市栗山町 2 丁目
東富松住宅	尼崎市富松町 2 丁目
富松北住宅	尼崎市富松町 3 丁目
野上住宅	尼崎市上ノ島町 3 丁目
時友住宅	尼崎市武庫之荘 8 丁目
西昆陽住宅	尼崎市西昆陽 2 丁目
宮ノ北住宅	尼崎市西昆陽 3 丁目
昆陽の台住宅	尼崎市西昆陽 2 丁目
時友ナガヲサ住宅	尼崎市武庫之荘 9 丁目
西昆陽ヨウダ住宅	尼崎市西昆陽 1 丁目
友行坪井住宅	尼崎市武庫之荘 6 丁目
時友長ノ手住宅	尼崎市武庫之荘 9 丁目
友行西カイチ住宅	尼崎市武庫之荘 8 丁目
上食満住宅	尼崎市食満 5 丁目
口田中高層住宅	尼崎市口田中 1 丁目
田能藻川住宅	尼崎市田能 4 丁目

口田中住宅	尼崎市口田中1丁目
口田中東住宅	尼崎市口田中1丁目
東園和住宅	尼崎市東園田町7丁目
園和北住宅	尼崎市東園田町3丁目
上食満魚取第1住宅	尼崎市食満1丁目
上食満魚取第2住宅	尼崎市食満2丁目
若王寺住宅	尼崎市若王寺2丁目
上坂部住宅	尼崎市上坂部2丁目
昆陽の台改良住宅	尼崎市西昆陽2丁目
口田中改良住宅	尼崎市口田中1丁目
戸ノ内改良住宅	尼崎市戸ノ内町6丁目
戸ノ内浜西改良住宅	尼崎市戸ノ内町5丁目
戸ノ内浜東改良住宅(1)	尼崎市戸ノ内町5丁目
戸ノ内浜東改良住宅(2)	尼崎市戸ノ内町4丁目
東園田町8丁目改良住宅	尼崎市東園田町8丁目
額田住宅	尼崎市額田町
口田中西住宅	尼崎市口田中1丁目

2 指定管理者 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 木村昌平

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(説明)

市営住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。